

令和7年1月15日

サンポートホール高松をご利用の皆様へ

サンポートホール高松指定管理者
公益財団法人 高松市文化芸術財団

サンポートホール高松の利用料金改定について（お知らせ）

平素は、サンポートホール高松をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、当財団がサンポートホール高松の指定管理者として令和7年度以降も施設の管理運営を行うことになりました。今後ともよろしく願いいたします。

さて、先にお知らせしていたとおり、高松市において受益者負担の公平・公正の観点から関係条例が改正されたこと等を受け、当施設の利用料金を改定させていただきます。

今後もより一層のサービスの向上に努めて参りますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 利用料金改定日 令和7年4月1日（火）利用分から

- 2 改正内容
 - ① 大ホール・小ホールの入場料金加算区分に「入場料又はこれに類するものの額が5千円を超える場合」を新設し、利用料金を基本料金の2倍とします。
 - ② 練習室の利用料金を改定します。
 - ③ 託児室の利用料金を無料にします。
 - ④ 第1リハーサル室のフルコンサートグランドピアノ（ベーゼンドルファー）の利用料金を引き下げます。

- 3 経過措置について

2の①・②については、令和7年3月31日（月）までに利用料を全額お支払いいただきますと現行料金のままご利用いただけます。

差額分のお支払いは必要ありません。

ただし、利用料をお支払済の予約であっても、4月1日以降に変更が生じたときは、あらためて改定後の利用料金を適用して差額をお支払いいただきます。

なお、3月31日は予約システム改修のため、施設を休館する予定ですのでご注意ください。

- 4 お問合せ先

サンポートホール高松 管理事務室 業務係
電話 087-825-5000